

確定年金支払移行特約 公的介護保険制度連動年金支払移行特約



〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル

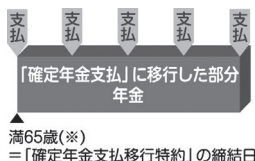
当社保険に関するお問合せ・各種お手続き コールセンター 0120-5555-95

ご契約のしおり

「確定年金支払」に移行した部分のしくみ・特長・お支払について

<ご契約の例>

主契約または介護特約〔がん保険〕に「確定年金支払移行特約」（年金支払期間：5年）を付加した場合（死亡保険金額逡増期間満了年齢：満65歳）



1. 年金をお支払いします。
2. 年金の一時支払をご請求できます。

※「確定年金支払移行特約」の締結日は、主契約または介護特約〔がん保険〕の死亡保険金額逡増期間の満了の日の翌日となります。

*年金は、つぎのとおりお支払いします。

<年金>

お支払事由	年金支払期間中の年金支払日（※）に生存しているとき
お受取人	年金受取人

*第1回年金支払日（※）は、「確定年金支払移行特約」の締結日となります。また、第2回以後の年金支払日は、第1回年金支払日の年単位の応当日となります。

※「年金支払日」

「年金支払日」は、実際の年金の支払日とは異なることがあります。ご請求に必要な書類が当社に到着した日以後にお支払いします。

●年金のお支払額について

*毎年の年金のお支払額は、「確定年金支払移行特約」の締結日における保険料積立金、特約条項をもとに、所定の利率により計算します。

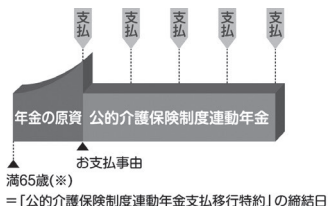
●年金の一時支払について

*年金支払期間中、いつでも、未払の年金の現価に相当する金額をご請求できます。また、被保険者が死亡した場合には、未払の年金の現価に相当する金額を一時にお支払いします。

「公的介護保険制度連動年金支払」に移行した部分のしくみ・特長・お支払について

<ご契約の例>

主契約または介護特約〔がん保険〕に「公的介護保険制度連動年金支払移行特約」（公的介護保険制度連動年金の請求の際に指定された年金支払年数：5年）を付加した場合（死亡保険金額遡増期間満了年齢：満65歳）



※「公的介護保険制度連動年金支払移行特約」の締結日は、主契約または介護特約〔がん保険〕の死亡保険金額遡増期間の満了の日の翌日となります。

* 公的介護保険制度連動年金は、つぎのとおりお支払いします。

<公的介護保険制度連動年金>

お支払事由	「公的介護保険制度連動年金支払移行特約」の締結日前に要介護認定または要支援認定の申請が行われたことがなく、締結日以後初めて要介護認定または要支援認定を受けたとき
お受取人	年金受取人

* 受取人は、第1回の公的介護保険制度連動年金のご請求の際に、所定の範囲で年金支払年数を指定してください。

●公的介護保険制度連動年金のお支払額について

* 毎年の公的介護保険制度連動年金のお支払額は、「公的介護保険制度連動年金支払移行特約」の締結日における保険料積立金、特約条項をもとに、締結日における基礎率（予定利率や予定死亡率等）、締結日から年金支払開始日までの期間、年金支払開始日における所定の利率、年金支払年数により計算します。

●公的介護保険制度連動年金の一時支払について

* 年金支払開始日以後、いつでも、未払の公的介護保険制度連動年金の現価に相当する金額をご請求できます。また、最後の年金支払日前に被保険者が死亡した場合には、未払の公的介護保険制度連動年金の現価に相当する金額を一時にお支払いします。

●払戻金のお支払について

* 受取人からご請求があった場合や、公的介護保険制度連動年金のお支払事由が生じる前に被保険者が死亡した場合には、払戻金をお支払いします。払戻金は、「公的介護保険制度連動年金支払移行特約」の締結日における所定の利率（予定利率より低い率となります。）、締結日からの経過年数により計算します。

確定年金支払移行特約

(2020年1月1日改定)

<この特約の趣旨>

この特約は、すでに締結されている終身介護年金保険（終身介護年金増額特約を含みます。）、介護年金定期保険または介護特約〔がん保険〕の全部または一部について、将来の介護年金や死亡保険金などの保障にかえて、年金の支払を行い、老後の生活安定を図ることを目的としたものです。

第1条<特約の締結>

- 1 この特約は、保険契約者から、すでに締結されている保険契約（以下、「主契約」といいます。）の全部または一部を確定年金支払に移行する旨の申出があり、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得たうえで会社が承諾したときに、主契約に付加して締結します。
- 2 主契約の一部を確定年金支払に移行するときは、つぎに定めるところによります。
 - (1) 保険契約者は、確定年金支払に移行しない部分の基準介護年金年額を指定することを要します。
 - (2) 確定年金支払に移行しない部分については、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）を適用します。この場合、主約款中、「保険契約」とあるのを「保険契約のうち確定年金支払に移行しない部分」と読み替えます。
- 3 この特約の締結日は、主契約の死亡保険金額逦増期間の満了する日の翌日とします。
- 4 保険契約者は、つぎのいずれかの場合には、この特約を締結することはできません。
 - (1) 主契約の死亡保険金額逦増期間の満了する日の翌日が保険料払込期間中のとき
 - (2) 主契約の保険料払込期間満了の日までの保険料が払い込まれていないとき
 - (3) 主契約の介護年金が支払われ、その「認知症（痴ほう）による要介護状態」または「寝たきりによる要介護状態」が主契約の死亡保険金額逦増期間の満了する日を含んで継続しているとき
 - (4) 主契約の高度障害年金が支払われ、その「高度障害状態」が主契約の死亡保険金額逦増期間の満了する日まで継続しているとき
 - (5) 主契約に介護年金支払限度特則が付加されている場合で、主契約の死亡保険金額逦増期間の満了する日までに主契約の介護年金の支払が介護年金支払限度特則で定めた限度に達しているとき
 - (6) 主契約のうち確定年金支払に移行する部分について、この特約の締結日における基本年金額が会社の定める金額を下まわるとき
 - (7) その他、会社の定める条件を満たさないとき
- 5 この特約が付加された後は、つぎの取扱を行います。ただし、主契約のうち確定年金支払に移行しない部分についてはこの限りではありません。
 - (1) 主契約の介護年金および介護一時金の支払
 - (2) 主契約の死亡保険金の支払
- 6 保険契約者は、この特約の締結日の2週間前までにこの特約を締結する旨の申出を行うことを要します。
- 7 この特約が締結されたときは、年金証書を発行します。

第2条＜基本年金額の計算＞

基本年金額は、主契約のうち確定年金支払に移行した部分（以下、「確定年金支払移行部分」といいます。）のこの特約の締結日における保険料積立金をもとに、この特約の締結日における会社の定める利率により計算します。

第3条＜年金支払期間＞

保険契約者は、この特約を締結する際、確定年金支払移行部分について、会社の定める範囲で、年金支払期間を指定することを要します。

第4条＜年金の支払＞

会社は、年金支払期間中、つぎに定める年金支払日に被保険者が生存していたとき、基本年金額を支払います。

- (1) 第1回年金支払日
この特約の締結日
- (2) 第2回以後の年金支払日
第1回年金支払日の年単位の応当日

第5条＜年金受取人＞

- 1 保険契約者は、この特約を締結する際、保険契約者または被保険者のうち、いずれかを年金受取人として指定してください。ただし、主契約の一部を確定年金支払に移行するときは、保険契約者とします。
- 2 保険契約者と年金受取人が異なる場合、年金受取人は、この特約の締結日以後は、保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

第6条＜年金支払期間中に被保険者が死亡した場合の取扱＞

第1回年金支払日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に被保険者が死亡したときは、第4条＜年金の支払＞の規定にかかわらず、会社は、年金受取人に、残存年金支払期間の未払の年金の現価を一時に支払います。

第7条＜年金の一時支払＞

年金受取人は、第1回年金支払日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に限り、年金支払期間中の将来の年金の支払にかえて、残存年金支払期間の未払の年金の現価を請求することができます。

第8条＜年金の請求、支払時期および支払場所＞

- 1 年金の支払事由が生じたときは、年金受取人は、遅滞なく必要書類（別表1）を会社に提出して、年金を請求してください。
- 2 年金の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

第9条＜年金受取人の変更＞

- 1 この特約の締結日に指定された年金受取人は、以後変更することができません。ただし、年金受取人が死亡した場合、年金受取人は、その死亡した年金受取人の死亡時の法定相続人に変更されたものとします。
- 2 前項の規定により年金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により年金受取人となった者のうち生存している他の年金受取人を年金受取人とします。
- 3 前2項の規定により年金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- 4 年金受取人は、その権利を第三者に譲渡または担保に供すること

はできません。

第10条＜重大事由による解除＞

この特約の重大事由による解除については、主約款の規定を準用します。この場合、「解約払戻金」とあるのは「年金の一時支払額」とし、年金受取人に支払うものとします。

第11条＜解約および基本年金額の減額＞

確定年金支払移行部分の解約および基本年金額の減額は取り扱いません。

第12条＜確定年金支払移行部分の消滅＞

確定年金支払移行部分はつぎのいずれかに該当した場合に、消滅するものとします。

- (1) 第6条＜年金支払期間中に被保険者が死亡した場合の取扱＞の規定により、年金の一時支払が行われたとき
- (2) 第7条＜年金の一時支払＞の規定により、年金の一時支払が行われたとき
- (3) 年金支払期間中の最後の年金が支払われたとき

第13条＜主約款の準用＞

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第14条＜終身介護年金保険〔総合型〕、終身介護年金保険〔痴ほう型〕に付加する場合の特則＞

この特約を終身介護年金保険〔総合型〕または終身介護年金保険〔痴ほう型〕に付加した場合には、つぎのとおりとします。

- (1) 第1条＜特約の締結＞第1項中、「すでに締結されている保険契約（以下、「主契約」といいます。）」とあるのを「すでに締結されている保険契約（終身介護年金増額特約〔総合型〕または終身介護年金増額特約〔痴ほう型〕を含みます。以下、「主契約」といいます。）」と読み替えます。
- (2) 第1条＜特約の締結＞第2項を、つぎのとおり読み替えます。

2 主契約の一部を確定年金支払に移行するときは、つぎに定めるところによります。

- (1) 保険契約者は、確定年金支払に移行しない部分の基準介護年金年額（特約基準介護年金年額を含みます。）を指定することを要します。
- (2) 確定年金支払に移行しない部分については、主契約の普通保険約款（終身介護年金増額特約〔総合型〕または終身介護年金増額特約〔痴ほう型〕の特約条項を含みます。以下、「主約款」といいます。）を適用します。この場合、主約款中、「保険契約」とあるのを「保険契約のうち確定年金支払に移行しない部分」と、「この特約」とあるのを「この特約のうち確定年金支払に移行しない部分」と読み替えます。

- (3) 第1条＜特約の締結＞第5項を、つぎのとおり読み替えます。

5 この特約が付加された後は、つぎの取扱を行います。ただし、主契約のうち確定年金支払に移行しない部分についてはこの限りではありません。

- (1) 主契約の介護年金、特約介護年金、介護一時金および特約介護一時金の支払
- (2) 主契約の死亡保険金および特約死亡保険金の支払

第15条<新がん保険、がん保険〔2000〕に付加する場合の特則>

- 1 この特約を新がん保険またはがん保険〔2000〕に付加する場合には、介護特約〔がん保険〕が付加されていることを要します。
- 2 この特約を新がん保険またはがん保険〔2000〕に付加した場合には、つぎのとおりとします。
 - (1) 第1条<特約の締結>第1項から第5項を、つぎのとおり読み替えます。

- 1 この特約は、保険契約者から、すでに締結されている介護特約〔がん保険〕の全部または一部を確定年金支払に移行する旨の申出があり、介護特約〔がん保険〕の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得たうえで会社が承諾したときに、新がん保険またはがん保険〔2000〕に付加して締結します。
- 2 介護特約〔がん保険〕の一部を確定年金支払に移行するときは、つぎに定めるところによります。
 - (1) 保険契約者は、確定年金支払に移行しない部分の特約基準介護年金年額を指定することを要します。
 - (2) 確定年金支払に移行しない部分については、介護特約〔がん保険〕の特約条項を適用します。この場合、介護特約〔がん保険〕の特約条項中、「この特約」とあるのを「この特約のうち確定年金支払に移行しない部分」と読み替えます。
- 3 この特約の締結日は、介護特約〔がん保険〕の特約死亡保険金額逓増期間の満了する日の翌日とします。
- 4 保険契約者は、つぎのいずれかの場合には、この特約を締結することはできません。
 - (1) 介護特約〔がん保険〕の特約死亡保険金額逓増期間の満了する日の翌日が保険料払込期間中のとき
 - (2) 介護特約〔がん保険〕の保険料払込期間満了の日までの保険料が払い込まれていないとき
 - (3) 介護特約〔がん保険〕の特約介護年金が支払われ、その「痴ほうによる要介護状態」または「寝たきりによる要介護状態」が介護特約〔がん保険〕の特約死亡保険金額逓増期間の満了する日を含んで継続しているとき
 - (4) 介護特約〔がん保険〕の特約高度障害年金が支払われ、その「高度障害状態」が介護特約〔がん保険〕の特約死亡保険金額逓増期間の満了する日まで継続しているとき
 - (5) 介護特約〔がん保険〕に介護年金支払限度特則が付加されている場合で、介護特約〔がん保険〕の特約死亡保険金額逓増期間の満了する日までに介護特約〔がん保険〕の特約介護年金の支払が介護年金支払限度特則で定めた限度に達しているとき
 - (6) 介護特約〔がん保険〕のうち確定年金支払に移行する部分について、この特約の締結日における保険料積立金が会社の定める金額を下まわるとき
 - (7) その他、会社の定める条件を満たさないとき
- 5 この特約が付加された後は、つぎの取扱を行います。ただし、介護特約〔がん保険〕のうち確定年金支払に移行しない部分についてはこの限りではありません。
 - (1) 介護特約〔がん保険〕の特約介護年金および特約介護一時金の支払
 - (2) 介護特約〔がん保険〕の特約死亡保険金の支払

- (2) 第2条<基本年金額の計算>および第5条<年金受取人>第1項中、「主契約」とあるのを「介護特約〔がん保険〕」と読み替えます。

- (3) 第13条<主約款の準用>中、「<主約款の準用>」とあるのを「<介護特約〔がん保険〕の特約条項の準用>」と、「主約款の規定」とあるのを「介護特約〔がん保険〕の特約条項の規定」と読み替えます。
- (4) 介護特約〔がん保険〕の特約条項の特約の消滅の規定にかかわらず、主契約が解約その他の事由によって消滅した場合でも、確定年金支払移行部分は消滅しないものとします。

<附則>

本特約において、「新がん保険」とは、A型、B型、BⅡ型、C型、D型、E型、F型、G型を総称したものをいいます。

また、平成2年7月1日以前に締結された「新がん保険」は、A型とみなします。

公的介護保険制度連動年金支払移行特約

(2020年1月1日改定)

＜この特約の趣旨＞

この特約は、すでに締結されている終身介護年金保険（終身介護年金増額特約を含みます。）、介護年金定期保険、介護特約〔がん保険〕などの全部または一部について、将来の介護年金や死亡保険金などの保障にかえて、公的介護保険制度連動年金の支払を行い、公的介護保険制度の補完的役割を担うことを主な内容とするものです。

第1条＜用語の意義＞

この特約において「公的介護保険制度」、「要介護認定」、「要支援認定」および「要介護認定または要支援認定の申請」の意義は、つぎの各号のとおりとします。

(1) 公的介護保険制度

介護保険法（平成9年12月17日法律第123号）にもとづく介護保険制度をいいます。

(2) 要介護認定

公的介護保険制度における要介護認定をいい、介護保険法第19条第1項によるものとします。

(3) 要支援認定

公的介護保険制度における要支援認定をいい、介護保険法第19条第2項によるものとします。

(4) 要介護認定または要支援認定の申請

公的介護保険制度における要介護認定の申請または要支援認定の申請をいい、介護保険法第27条第1項および第32条第1項によるものとします。

第2条＜特約の締結＞

1 この特約は、保険契約者から、すでに締結されている主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の全部または一部を公的介護保険制度連動年金支払に移行する旨の申出があり、主契約の被保険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得たうえで会社が承諾したときに、主契約に付加して締結します。

2 主契約の一部を公的介護保険制度連動年金支払に移行するときは、つぎのとおりとします。

(1) 保険契約者は、この特約の締結の際、会社所定の範囲内で、主契約のうち公的介護保険制度連動年金支払に移行しない部分の基準介護年金年額を指定してください。

(2) 主契約のうち公的介護保険制度連動年金支払に移行しない部分については、この特約の締結日以後も、主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）を適用します。この場合、この特約の締結日以後は、主約款中、「保険契約」とあるのを「保険契約のうち公的介護保険制度連動年金支払に移行しない部分」と読み替えます。ただし、保険契約者および死亡保険金受取人の代表者に関する規定、ならびに年齢および性別の誤りの処理に関する規定を除きます。

3 この特約の締結日は、主契約の死亡保険金額逦増期間の満了する日の翌日とします。

4 保険契約者は、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、この特約を締結することはできません。

(1) 主契約の死亡保険金額逦増期間の満了する日の翌日が保険料払込期間中のとき

- (2) 主契約の保険料払込期間の満了する日までの保険料が払い込まれていないとき
 - (3) 主契約の介護年金が支払われ、その「認知症（痴ほう）による要介護状態」または「寝たきりによる要介護状態」が主契約の死亡保険金額逓増期間の満了する日を含んで継続しているとき
 - (4) 主契約の高度障害年金が支払われ、その「高度障害状態」が主契約の死亡保険金額逓増期間の満了する日まで継続しているとき
 - (5) 主契約に介護年金支払限度特則が付加されている場合で、主契約の死亡保険金額逓増期間の満了する日までに主契約の介護年金の支払が介護年金支払限度特則で定めた限度に達しているとき
 - (6) 主契約のうち公的介護保険制度連動年金支払に移行する部分について、この特約の締結日における保険料積立金が会社の定める金額を下まわるとき
 - (7) この特約の締結日の前日までに要介護認定または要支援認定の申請が行われたとき
 - (8) その他、会社の定める条件を満たさないとき
- 5 この特約が付加された後は、主契約のうち公的介護保険制度連動年金支払に移行した部分（以下、「公的介護保険制度連動年金支払移行部分」といいます。）については、つぎの取扱を行います。
- (1) 介護年金および介護一時金の支払
 - (2) 死亡保険金の支払
- 6 保険契約者は、会社の定める日までにこの特約を締結する旨の申出を行うことを要します。
- 7 この特約が締結されたときは、保険証券は発行せず、保険契約者に書面をもって通知します。

第3条＜年金受取人＞

- 1 保険契約者は、この特約の締結の際、保険契約者または被保険者のうち、いずれかを年金受取人として指定してください。ただし、主契約の一部を公的介護保険制度連動年金支払に移行するときは、保険契約者とします。
- 2 保険契約者と年金受取人が異なる場合、年金受取人は、この特約の締結日以後は、公的介護保険制度連動年金支払移行部分についての権利および義務のすべてを承継するものとします。

第4条＜公的介護保険制度連動年金の支払＞

- 1 公的介護保険制度連動年金の支払は、つぎのとおりとします。

公的介護保険制度連動年金を支払う場合（以下、「支払事由」といいます。）	この特約の締結日前に、被保険者について要介護認定または要支援認定の申請が行われたことがなく、被保険者が、この特約の締結日以後、初めて要介護認定または要支援認定を受けたとき
受取人	年金受取人

- 2 第1回の公的介護保険制度連動年金の支払日（以下、「年金支払開始日」といいます。）は、公的介護保険制度連動年金の支払事由が生じた日とし、その支払額は第5項に定める基準年金額と同額とします。
- 3 年金受取人は、第1回の公的介護保険制度連動年金の請求の際、会社の定める範囲で、公的介護保険制度連動年金が支払われる年数（以下、「年金支払年数」といいます。）を指定してください。
- 4 第2回以後の公的介護保険制度連動年金の支払日は、年金支払開始日からその日を含めて年金支払年数を経過した日までの年金支払開始

日の年単位の応当日（以下、「年金支払日」といいます。）とし、その支払額は第5項に定める基準年金額と同額とします。

- 5 基準年金額は、第1回の公的介護保険制度連動年金の請求の際に、つぎのとおり計算します。
 - (1) 公的介護保険制度連動年金支払移行部分のこの特約の締結日における保険料積立金をもとに、この特約の締結日における予定利率および予定死亡率等の会社の定める率により、この特約の締結日から年金支払開始日までの期間に応じて、公的介護保険制度連動年金の原資を計算します。
 - (2) 前号の規定により計算された公的介護保険制度連動年金の原資をもとに、年金支払開始日における会社の定める利率により、年金支払年数に応じて、基準年金額を計算します。
- 6 会社は、第1回の公的介護保険制度連動年金を支払うときに、年金証書を作成して年金受取人に発行します。

第5条<公的介護保険制度連動年金支払中に被保険者が死亡した場合の取扱>

年金支払開始日以後、最後の年金支払日前に被保険者が死亡したときは、前条第4項の規定にかかわらず、会社は、年金受取人に、未払の公的介護保険制度連動年金の現価を一時に支払います。

第6条<公的介護保険制度連動年金の一時支払>

年金受取人は、年金支払開始日以後、最後の年金支払日前に限り、将来の公的介護保険制度連動年金の支払にかえて、未払の公的介護保険制度連動年金の現価の一時支払を請求することができます。

第7条<公的介護保険制度連動年金の請求、支払時期および支払場所>

- 1 公的介護保険制度連動年金の支払事由が生じたときは、年金受取人は、遅滞なく会社に通知してください。
- 2 年金受取人は、公的介護保険制度連動年金の支払事由が生じたときは、遅滞なく必要書類（別表1）を会社に提出して、公的介護保険制度連動年金を請求してください。
- 3 公的介護保険制度連動年金の支払時期および支払場所については、主約款の規定を準用します。

第8条<年金受取人の変更>

- 1 この特約の締結日に指定された年金受取人は、以後変更することができません。ただし、年金受取人が死亡した場合、年金受取人は、その死亡した年金受取人の死亡時の法定相続人に変更されたものとします。
- 2 前項の規定により年金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により年金受取人となった者のうち生存している他の年金受取人を年金受取人とします。
- 3 前2項の規定により年金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。
- 4 年金受取人は、その権利を第三者に譲渡または担保に供することはできません。

第9条<重大事由による解除>

この特約の重大事由による解除については、主約款の規定を準用します。この場合、「解約払戻金」とあるのは「払戻金（年金開始日以後は年金の一時支払額）」とし、年金受取人に支払うものとします。

第10条＜解約および基準年金額の減額＞

公的介護保険制度連動年金支払移行部分の解約および基準年金額の減額は取り扱いません。

第11条＜公的介護保険制度連動年金支払移行部分の消滅＞

公的介護保険制度連動年金支払移行部分はつぎの各号のいずれかに該当した場合に、消滅するものとします。

- (1) 第5条＜公的介護保険制度連動年金支払中に被保険者が死亡した場合の取扱い＞の規定により、公的介護保険制度連動年金の一時支払が行われたとき
- (2) 第6条＜公的介護保険制度連動年金の一時支払＞の規定により、公的介護保険制度連動年金の一時支払が行われたとき
- (3) 第12条＜特約の払戻金＞の規定により、この特約の払戻金を支払われたとき
- (4) 最後の年金支払日に公的介護保険制度連動年金が支払われたとき

第12条＜特約の払戻金＞

- 1 この特約の締結日以後、公的介護保険制度連動年金の支払事由の発生前に、被保険者が死亡したときは、会社は、この特約の払戻金を年金受取人に支払います。
- 2 この特約の締結日以後、公的介護保険制度連動年金の支払事由の発生前に、年金受取人から請求があったときは、会社は、将来の公的介護保険制度連動年金の保障にかえて、この特約の払戻金を年金受取人に支払います。
- 3 前2項のこの特約の払戻金は、公的介護保険制度連動年金支払移行部分のこの特約の締結日における保険料積立金をもとに、この特約の締結日における会社の定める利率(予定利率を下まわる利率とします。)により、この特約の締結日からの経過年月数に応じて計算します。
- 4 この特約の払戻金の支払時期および支払場所については、第7条＜公的介護保険制度連動年金の請求、支払時期および支払場所＞の規定を準用します。

第13条＜公的介護保険制度の変更に伴う公的介護保険制度連動年金の支払事由の変更＞

- 1 会社は、公的介護保険制度に変更が生じた場合で、特に必要と認めたときには、主務官庁の認可を得て、将来に向かって、公的介護保険制度連動年金の支払事由を公的介護保険制度の変更内容に応じて変更することがあります。
- 2 本条の規定により公的介護保険制度連動年金の支払事由を変更する場合には、認可にあたって会社の定める日(以下、「支払事由変更日」といいます。)の2か月前までに年金受取人にその旨を通知します。
- 3 前項の通知を受けた年金受取人は、支払事由変更日の2週間前までにつぎの各号のいずれかの方法を指定してください。
 - (1) 公的介護保険制度連動年金の支払事由の変更を承諾する方法
 - (2) 支払事由変更日の前日に第12条＜特約の払戻金＞第2項の規定にもとづきこの特約の払戻金を請求する方法
- 4 前項の指定がないまま、支払事由変更日が到来したときは、年金受取人により前項第1号の方法が指定されたものとみなします。

第14条＜管轄裁判所＞

公的介護保険制度連動年金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第15条<主約款の準用>

この特約に別段の定めのない場合には、その性質が許されないものを除き、主約款の規定を準用します。

第16条<終身介護年金保険〔総合型〕、終身介護年金保険〔痴ほう型〕に付加する場合の特則>

この特約を終身介護年金保険〔総合型〕または終身介護年金保険〔痴ほう型〕に付加した場合には、つぎのとおりとします。

(1) 第2条<特約の締結>第1項中、「すでに締結されている主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）」とあるのを「すでに締結されている主たる保険契約（終身介護年金増額特約〔総合型〕または終身介護年金増額特約〔痴ほう型〕を含みます。以下、「主契約」といいます。）」と読み替えます。

(2) 第2条<特約の締結>第2項を、つぎのとおり読み替えます。

2 主契約の一部を公的介護保険制度連動年金支払に移行するときは、つぎのとおりとします。

(1) 保険契約者は、この特約の締結の際、会社所定の範囲内で、主契約のうち公的介護保険制度連動年金支払に移行しない部分の基準介護年金年額（特約基準介護年金年額を含みます。）を指定してください。

(2) 主契約のうち公的介護保険制度連動年金支払に移行しない部分については、この特約の締結日以後も、主契約の普通保険約款（終身介護年金増額特約〔総合型〕または終身介護年金増額特約〔痴ほう型〕の特約条項を含みます。以下、「主約款」といいます。）を適用します。この場合、この特約の締結日以後は、主約款中、「保険契約」とあるのを「保険契約のうち公的介護保険制度連動年金支払に移行しない部分」と、「この特約」とあるのを「この特約のうち公的介護保険制度連動年金支払に移行しない部分」と読み替えます。ただし、保険契約者および死亡保険金受取人の代表者に関する規定、ならびに年齢および性別の誤りの処理に関する規定を除きます。

(3) 第2条<特約の締結>第5項を、つぎのとおり読み替えます。

5 この特約が付加された後は、主契約のうち公的介護保険制度連動年金支払に移行した部分（以下、「公的介護保険制度連動年金支払移行部分」といいます。）については、つぎの取扱を行います。

(1) 介護年金、特約介護年金、介護一時金および特約介護一時金の支払

(2) 死亡保険金および特約死亡保険金の支払

第17条<新がん保険、がん保険〔2000〕に付加する場合の特則>

1 この特約を新がん保険またはがん保険〔2000〕に付加する場合には、介護特約〔がん保険〕が付加されていることを要します。

2 この特約を新がん保険またはがん保険〔2000〕に付加した場合には、つぎのとおりとします。

(1) 第2条<特約の締結>第1項から第5項を、つぎのとおり読み替えます。

第2条<特約の締結>

1 この特約は、保険契約者から、すでに締結されている介護特約〔がん保険〕の全部または一部を公的介護保険制度連動年金支払に移行する旨の申出があり、介護特約〔がん保険〕の被保

険者（以下、「被保険者」といいます。）の同意を得たうえで会社が承諾したときに、新がん保険またはがん保険〔2000〕（以下、「主契約」といいます。）に付加して締結します。

2 介護特約〔がん保険〕の一部を公的介護保険制度連動年金支払に移行するときは、つぎのとおりとします。

(1) 保険契約者は、この特約の締結の際、会社所定の範囲内で、介護特約〔がん保険〕のうち公的介護保険制度連動年金支払に移行しない部分の特約基準介護年金額を指定してください。

(2) 介護特約〔がん保険〕のうち公的介護保険制度連動年金支払に移行しない部分については、この特約の締結日以後も、介護特約〔がん保険〕の特約条項を適用します。この場合、この特約の締結日以後は、介護特約〔がん保険〕の特約条項中、「この特約」とあるのを「この特約のうち公的介護保険制度連動年金支払に移行しない部分」と読み替えます。

3 この特約の締結日は、介護特約〔がん保険〕の特約死亡保険金額逦増期間の満了する日の翌日とします。

4 保険契約者は、つぎの各号のいずれかに該当する場合には、この特約を締結することはできません。

(1) 介護特約〔がん保険〕の特約死亡保険金額逦増期間の満了する日の翌日が保険料払込期間中のとき

(2) 介護特約〔がん保険〕の保険料払込期間の満了する日までの保険料が払い込まれていないとき

(3) 介護特約〔がん保険〕の特約介護年金が支払われ、その「痴ほうによる要介護状態」または「寝たきりによる要介護状態」が介護特約〔がん保険〕の特約死亡保険金額逦増期間の満了する日を含んで継続しているとき

(4) 介護特約〔がん保険〕の特約高度障害年金が支払われ、その「高度障害状態」が介護特約〔がん保険〕の特約死亡保険金額逦増期間の満了する日まで継続しているとき

(5) 介護特約〔がん保険〕に介護年金支払限度特則が付加されている場合で、介護特約〔がん保険〕の特約死亡保険金額逦増期間の満了する日までに介護特約〔がん保険〕の特約介護年金の支払が介護年金支払限度特則で定めた限度に達しているとき

(6) 介護特約〔がん保険〕のうち公的介護保険制度連動年金支払に移行する部分について、この特約の締結日における保険料積立金が会社の定める金額を下まわるとき

(7) この特約の締結日の前日までに要介護認定または要支援認定の申請が行われたとき

(8) その他、会社の定める条件を満たさないとき

5 この特約が付加された後は、介護特約〔がん保険〕のうち公的介護保険制度連動年金支払に移行した部分（以下、「公的介護保険制度連動年金支払移行部分」といいます。）については、つぎの取扱を行います。

(1) 特約介護年金および特約介護一時金の支払

(2) 特約死亡保険金の支払

(2) 第3条<年金受取人>第1項中、「主契約」とあるのを「介護特約〔がん保険〕」と読み替えます。

(3) 第7条<公的介護保険制度連動年金の請求、支払時期および支払場所>第3項中、「主約款」とあるのを「主契約の普通保険約款（以下、「主約款」といいます。）」と読み替えます。

(4) 第15条<主約款の準用>中、「<主約款の準用>」とあるのを「<

主約款および介護特約〔がん保険〕の特約条項の準用>」と、「主約款の規定」とあるのを「主約款および介護特約〔がん保険〕の特約条項の規定」と読み替えます。

第18条<終身保険〔低解約払戻金型〕に付加する場合の特則>
(記載省略)

<附則>

本特約において、「新がん保険」とは、A型、B型、BⅡ型、C型、D型、E型、F型、G型を総称したものをいいます。

また、平成2年7月1日以前に締結された「新がん保険」は、A型とみなします。

別表 1 請求書類

＜確定年金支払移行特約＞

項 目	必 要 書 類
年金	・会社所定の請求書 ・被保険者の住民票（ただし、年金受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・年金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・保険証券（第1回の年金の場合） ・年金証書（第2回以後の年金の場合）

（注）会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

＜公的介護保険制度連動年金支払移行特約＞

項 目	必 要 書 類
第1回の公的介護保険制度連動年金	・会社所定の請求書 ・要介護認定または要支援認定の結果について記載された介護保険被保険者証 ・被保険者の住民票（ただし、年金受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・年金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・保険証券
第2回以後の公的介護保険制度連動年金	・会社所定の請求書 ・被保険者の住民票（ただし、年金受取人と同一の場合は不要。また、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・年金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・年金証書
特約の払戻金	・会社所定の請求書 ・被保険者の死亡による請求の場合は、被保険者の住民票（会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本） ・年金受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 ・保険証券

（注）会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。

